## 台風・津波災害防止要綱 (別表1)

## ≪台風、異常気象≫

平成25年3月12日

区 分	発動時期	船種別対応区分					
		貨物船	危険物積載船	プレジャーボート・漁船	修繕船 (操縦性能制限船を含む)	工事作業船	その他
注意喚起	・台風に伴う強風域(風速 15m/s以上)に入ると予想 される昼間(0800~1700) ・その他、港長が必要と認 めた場合	・荷役の早期完了又は荷役	・気象情報を収集し、台風 の動向に留意する ・荷役の早期完了、新規の 荷役中止等荷役計画の見直 しを行う ・関係先との連絡体制を確 保する	・気象情報を収集し、台風 の動向に留意する ・関係先との連絡体制を確 保する ・陸揚げ係留強化等の準備	・気象情報を収集し、台風 の動向に留意する ・関係先との連絡体制を確 保する ・荒天準備又は避難準備	・気象情報を収集し、台風 の動向に留意する ・関係先との連絡体制を確 保する ・工事作業中止の準備 ・荒天準備又は避難準備	<ul><li>・潮汐情報の収集</li><li>・高潮準備</li></ul>
第1体制	断される場合 ・強風注意報が発令され、 平均風速10m/s以上で且つ 瞬間最大風速20m/s以上を 観測した場合	・避泊地を選定し、避泊時期を決定する ・乗組員の待機、機関の準備等必要に応じて直ちに運	備等必要に応じて直ちに運 航できるよう準備する	・避難場所を選定し、船溜まり等安全な場所に避難する ・陸揚げ、係留強化等の流 出防止措置を執る	・修繕中の船舶、台船等運転不自由又は操縦性能が制限されている船舶は、その船舶を管理する事業所において荒天準備、避難体制を早期に確立する	・小型船舶、台船等は、陸 揚げ或いは係留強化等の流 出防止措置を施す	・管理物の海上への流出防止措置を施す
第2体制	断される場合 ・暴風警報が発令され、平 均風速15m/s以上で且つ瞬間最大風速25m/s以上を観測した場合 ・その他、港長が必要と認めた場合	・総トン数3000トン以上の 船舶は、港域外に避難する ・総トン数500トン以上の船舶は、離岸、雕桟して安全 な海域に避難する 第2体制が発動された場合、	・総トン数500トン以下の船舶は、離岸、離桟して安全な海域に避難する	への避難、係留強化等流出 防止措置を完了する	ちて報告すること。	・総トン数500トン以上の船舶は港域外に避難する	・管理物を可能な範囲で高所へ移動する・管理物の海上への流出防止措置の強化を施す
解除	・台風通過後の中心位置、 以後の予想進路、規模等から坂出港が台風の影響圏外 になり、台風による海難発 生のおそれが無くなった時						

※各施設での安全管理規約及び係留施設状況によって上記記載の避難対応と異なる体制を実施する場合はその対応内容について港長へ報告するものとする。

気象庁発表の台風進路予想及び坂出海上保安署設置の風速計観測結果から判断し、以下の

パターン1) 注意喚起 ⇒ 第一体制 ⇒ 第二体制 ⇒ 解除

《参考》 パターン2) 注意喚起 → 第一体制 → 解除 発動の流れ パターン3) 注意喚起のみ

流れでFAXにて周知いたします。

なお、第二体制から第一体制への軽減は実施いたしません。